

第1章

計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の経緯

北九州市では、平成2(1990)年に「北九州市女性プラン」を、平成12(2000)年に「北九州市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画推進の取組を進めてきました。

その後、平成14(2002)年4月に「北九州市男女共同参画社会の形成の推進に関する条例」(以下、「条例」という。)を制定し、条例第8条の規定に基づき、平成16(2004)年に「北九州市男女共同参画基本計画」を策定し、平成21(2009)年に第2次、平成26(2014)年に第3次、令和元(2019)年に「第4次北九州市男女共同参画基本計画」(以下「第4次計画」という。)を策定し、男女共同参画社会の形成を推進するための様々な施策を進めてきました。

これまでの取組の成果として、令和4(2022)年に実施した「北九州市の男女共同参画社会に関する調査」(以下「市民意識調査」という。)では、性別による固定的役割分担に否定的な考えを持つ人の割合が約8割と、全国調査の結果より高い数値となりました。

一方で、家庭生活や職場、地域活動などの分野における男女平等達成感は、男女差が大きく、また、全国調査の結果より低い状況にあるなどの課題が残っています。

第4次計画の計画期間は、令和元(2019)年度から令和5年度までの5年間であることから、新たな計画を策定するため、令和5(2023)年3月に北九州市長から第11期北九州市男女共同参画審議会へ諮問しました。同審議会は、第4次計画の取組状況や現状と課題等を踏まえ、令和6(2024)年2月に市長に対し「第5次北九州市男女共同参画基本計画の策定について(答申)」(以下「答申」という。)が提言されました。

北九州市は、この答申を踏まえて計画策定に着手し、このたび「第5次北九州市男女共同参画基本計画」(以下「第5次計画」という。)を策定しました。

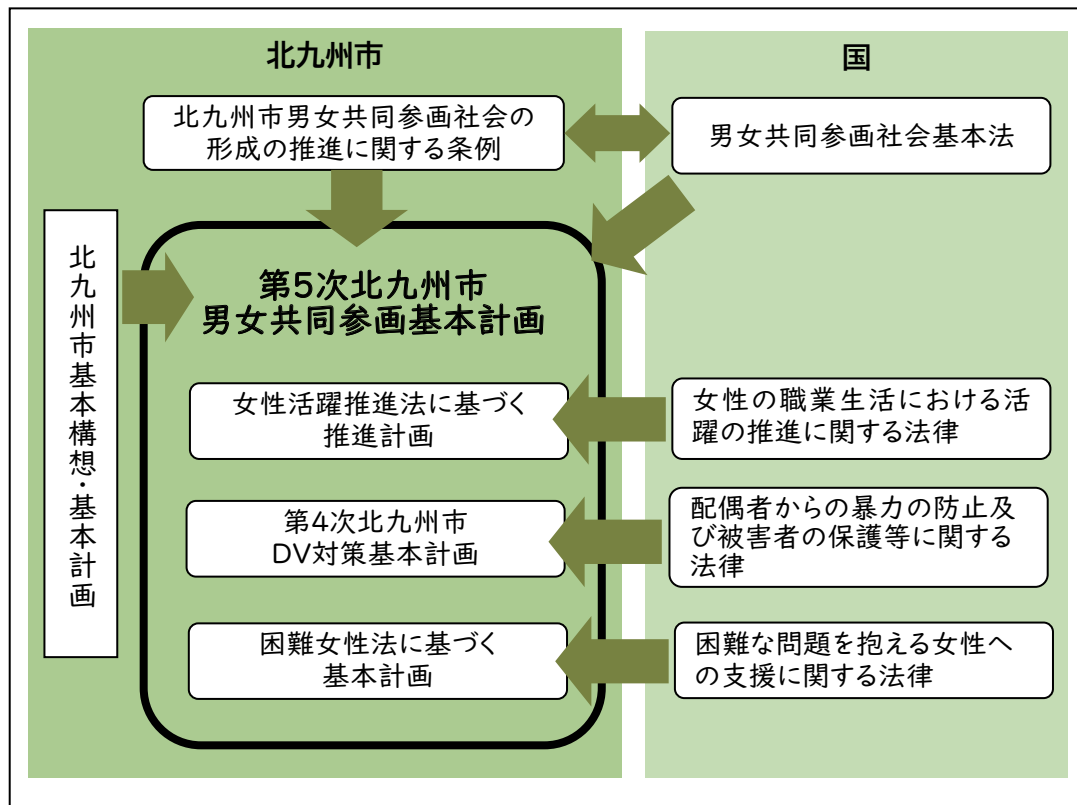
2 計画で目指す姿

第5次計画で目指す姿は、条例の基本理念に従い、男女の人権が尊重され、性別にかかわらず社会のあらゆる分野に共に参画し、共に喜びと責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる社会、「ジェンダー平等社会」の実現です。

3 計画の位置付け

- (1) 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に定める「市町村男女共同参画計画」であり、条例第8条に定める「男女共同参画基本計画」です。
- (2) 北九州市基本構想・基本計画の「分野別計画」に位置付けます。
- (3) 第3章「柱Ⅲ」及び「柱Ⅳ」を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に定める「市町村推進計画」に位置付けます。
- (4) 第3章「柱Ⅴ 施策の方向1」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に定める「市町村基本計画」に位置付け、「第4次北九州市DV対策基本計画」とします。
- (5) 第3章「柱Ⅴ 施策の方向4」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）」第8条第3項に定める「市町村基本計画」に位置付けます。

〈全体の位置付け図〉



4 計画期間

第5次計画の計画期間は、5年間（令和6（2024）年度～令和10（2028）年度）とします。